

議会議案第20号

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年（2021年）3月19日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長

中 村 聡一郎

（提案理由）

鎌倉市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称を変更し、その所管事項及び定数を改めることについて必要な規定の整備を行うため、鎌倉市議会会議規則第15条第2項の規定により提出するものである。

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 教育福祉常任委員会

(3) 市民環境常任委員会

第4条第1号中「共創計画部、行政経営部」を「共生共創部」に改め、「防災安全部」及び「消防本部」を削り、同条第2号中「教育こどもみらい常任委員会」を「教育福祉常任委員会」に、「及びこどもみらい部」を「こどもみらい部及び健康福祉部」に改め、同条第3号中「観光厚生常任委員会」を「市民環境常任委員会」に、「市民生活部、健康福祉部」を「市民防災部」に、「農業委員会」を「消防本部」に改め、同条第4号中「及び都市整備部」を「都市整備部及び農業委員会」に改める。

第5条第1項第1号中「7人」を「6人」に改め、同項第2号中「教育こどもみらい常任委員会」を「教育福祉常任委員会」に、「6人」を「7人」に改め、同項第3号中「観光厚生常任委員会」を「市民環境常任委員会」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日の前日において改正前の第2条第1項各号に規定するそれぞれの常任委員会の委員長、副委員長又は委員であった者は、施行日に改正後の第2条第1項各号に規定するそれぞれの常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。
- 3 施行日の前日において改正前の第4条の規定により各常任委員会に付託されていた事件は、改正後の第4条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。